

関市告示第32号

関市下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱要領を次のように定める。

平成28年3月3日

関市長 尾 関 健 治

関市下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する公共工事の受注者が、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（平成11年1月28日付け建設省経振発8号）に基づく下請セーフティネット債務保証事業（以下「本制度」という。）を利用する場合における本市の工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書に基づく工事請負代金に係る債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本制度において、市長が債権譲渡を承諾することができる工事は、次に掲げる工事を除き、本市が発注した建設工事（施設修繕を含む。以下同じ。）のうち請負代金の額が2,000,000円を超えるものとする。

- (1) 関市建設工事低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱（平成21年関市告示第211号）第2条第1号に規定する低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (2) 継続費を設定した工事（最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれるものを除く。）
- (3) 債務負担行為を設定した工事（最終年度の工事であって、かつ、年度

内に終了が見込まれるものを除く。)

(4) 繰越工事(前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれるものを除く。)

(5) 附帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事

(6) 履行保証を付した工事のうち、本市が役務的保証を必要とする工事

(7) その他市長が債権譲渡の承諾を不相当と認める工事

(債権譲渡対象者)

第3条 債権譲渡をすることができる者(以下「受注者」という。)は、本市と工事請負契約を締結している中小・中堅元請建設業者(資本の額若しくは出資の総額が2,000,000,000円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者をいう。以下同じ。)で次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 債権譲渡の目的が次条に規定する債権譲受人から融資を受けるためのものであること。

(2) 当該工事請負代金に係る債権が第三者からの差押えを受け、又は質権その他の権利を設定されていないこと。

(3) 当該債権が既に譲渡されていないこと。

(債権譲受人)

第4条 本制度において債権譲渡を受けることができる者(以下「債権譲受人」という。)は、事業協同組合等(事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する事業協同組合をいい、事業協同組合連合会等を含む。)又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。)又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度により債権譲渡を行った受注者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として相当と認める民間事業者であって、受注者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(譲渡する債権の範囲)

第5条 市長が、本制度において債権譲渡を承諾する債権の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 請負工事が完成した場合にあっては、工事約款第32条第2項の検査に合格し、及び同条第4項の引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金の額から前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事請負契約により発生する本市の請求権に基づく金額を控除した額
 - (2) 当該工事請負契約が解除された場合にあっては、工事約款第57条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金の額から前払金、中間前払金及び部分払金並びに当該工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額
- 2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金の額に増減が生じた場合は、前項第1号及び第2号の工事請負代金に係る債権（以下「工事請負代金債権」という。）の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。
 - 3 当該工事請負契約に変更が生じた場合は、受注者は、遅滞なく、債権譲受人に変更後の工事請負契約書の写しを提出しなければならない。

（債権譲渡の承諾申請）

第6条 債権譲渡の承諾の申請をしようとする受注者及び債権譲受人（以下これを「申請者」という。）は、関市債権譲渡承諾依頼書（別記様式第1号）に連署のうえ次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 関市債権譲渡契約証書（別記様式第2号。以下「債権譲渡契約証書」という。）の写し
 - (2) 工事履行報告書（別記様式第3号）
 - (3) 申請者の発行後3月以内の印鑑証明書
 - (4) 保証委託契約約款等において、債権譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合は、当該債権譲渡に関する保証人等の承諾書
- 2 前条第3項の変更が生じた場合は、前項の依頼書及び同項第1号の書類については、変更後のものとする。
 - 3 申請者は、第1項第3号に掲げる書類について、当該申請に係る書類の提出前に、あらかじめ発行後3月以内の印鑑証明書を提出しているときは、これを省略することができる。
 - 4 第1項に掲げる書類の提出は、申請者が市に直接持参するものとし、郵送による提出は認めない。

(債権譲渡の承諾等)

第7条 市長は、前条第1項の承諾の申請があったときは、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる書類の提出があり、記載事項等に不備がないこと。
- (2) 当該申請に記載のある請負工事が第2条に規定する債権譲渡の対象工事に該当すること。
- (3) 受注者が第3条に掲げる要件を満たしていること。
- (4) 債権譲受人が第4条に規定する者であること。
- (5) 債権譲渡の範囲が第5条第1項に規定する額であること。
- (6) 前条の申請があった日が債権譲渡に係る当該請負工事の出来高(継続費又は債務負担行為を設定した工事であって年度内に終了が見込まれる工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高)が2分の1以上に到達していると認められる日以後であること。

2 市長は、前項に掲げる事項を全て確認できたときは、債権譲渡の承諾を決定し、関市債権譲渡承諾書(別記様式第4号)を、同項に掲げる事項を全て確認ができない、当該申請に必要な書類の提出がない等の理由により債権譲渡の承諾をしないときは、承諾しない理由を付した関市債権譲渡不承諾通知書(別記様式第5号)を、速やかに申請者に対し、各1通交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ないと認める理由により速やかに前項の関市債権譲渡承諾書又は関市債権譲渡不承諾通知書の交付ができないときは、申請者に対し、その旨を速やかに連絡するものとする。

4 市長は、第2項の規定により債権譲渡の承諾の決定をしたときは、関市債権譲渡整理簿(別記様式第6号)により債権譲渡の申請及び承諾の状況を整理するものとする。

5 第1項第6号の債権譲渡の承諾に係る当該請負工事の出来高が2分の1以上に達していることの確認は、前条第1項第2号の工事履行報告書を受注者から受領することで足りるものとする。

(下請保護策)

第8条 債権譲渡の承諾を受けた受注者(以下「債権譲渡人」という。)は、債権

譲受人から融資を受ける際に、当該請負工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該請負工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲受人に提出し、債権譲受人においてこれを確認するものとする。

2 債権譲渡人と債権譲受人の間の債権譲渡契約においては、債権譲受人が倒産等により下請人等の支払ができなくなった場合の下請負人等の保護策として次の各号のいずれかに掲げる方式による措置を講じ、その旨を債権譲渡契約証書に記載するものとする。ただし、第3号の方式は、債権譲受人の事務体制が整わない段階の当分の間に限り認めるものとし、この場合において債権譲受人は、第1号又は第2号の方式への移行を図ることができるよう事務体制の整備に努めるものとする。

(1) 定率方式（債権譲受人が市から受け取る工事代金の一定割合（当該工事の下請割合、下請代金方法等を勘案し、債権譲渡人及び債権譲受人の間で任意に定める割合をいう。）を限度として、債権譲渡人に代わって下請企業に支払う方式をいう。）

(2) 残余方式（債権譲受人が市から受け取る工事代金から債権譲渡人への融資分を精算の上、残余の部分を債権譲渡人に代わって下請企業に支払う方式をいう。）

(3) 特例方式（債権譲受人が債権譲渡人に代わって下請企業に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って下請企業に支払う方式をいう。）

（譲渡債権が担保する範囲）

第9条 本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の受注者に対する当該請負工事に係る貸付金及び受注者倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、債権譲渡先が受注者の債権を担保するものではない。

（融資の実行報告等）

第10条 第7条第2項の規定による債権譲渡の承諾を得た債権譲渡人及び債権譲受人が金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合は、連署にて関市融資実行報告書（別記様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書を受理したときは、遅滞なく工事請負代金の振込先を債権譲受人の指定する口座に変更するものとする。

(債権譲渡承諾後の前金払等の取扱)

第11条 第7条第2項の規定による債権譲渡の承諾を得た債権譲渡人及び債権譲受人は、当該債権譲渡の承諾後は、市長に当該工事請負契約に係る前払金、中間前払金及び部分払金を請求することはできないものとする。

(請負代金の請求)

第12条 債権譲渡を受けた債権譲受人は、工事請負契約における工事請負代金債権の額が確定後、譲り受けた当該工事請負代金債権の範囲内で支払いを請求しようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 関市工事請負代金請求書(別記様式第8号)
- (2) 債権譲渡承諾書の写し
- (3) 発行後3月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書
- (4) 債権譲渡契約証書の写し

2 前項第3号に掲げる書類について、同項第1号の請求書の提出前に、発行後3月以内の印鑑証明書が既に提出されているときは、これを省略することができる。

3 市長は、第1項各号に掲げる書類の提出があったときは、内容等を確認し、適正であると認めるときは、第10条第2項の規定により債権譲受人が指定した口座に工事請負代金を振り込むものとする。

(保証事業会社の金融保証による融資の実行報告)

第13条 当該請負工事に関する資金の融資を受けるため、本制度における保証事業会社の金融保証による融資が実行されたときは、債権譲渡人は、公共工事金融保証証書の写しを速やかに市長に提出しなければならない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、本制度に係る債権譲渡承諾に関する事務の取扱いに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年3月3日から施行する。